

20監査公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成19年11月21日に福岡市長から行政監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成20年1月31日

福岡市監査委員	妹尾俊見
同	市木潔
同	竹本忠弘
同	福田健

1 監査報告と措置の件数

19 監査公表第12号(平成19年7月2日付 福岡市公報第5464号公表)分
「身近な公園個性化事業」について

・・・・・・・・・・2件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

19監査公表第12号（平成19年7月2日付 福岡市公報第5464号公表）分

1 供用開始の告示について

監査の結果	措置の状況
<p>供用開始しながら公告等を行っていない公園については、速やかに公示された。</p> <p>また、今後、公園の供用開始に当たっての公告等については、関係法令等に則り遅滞なく行われたい。（指摘）</p>	<p>指摘された供用開始しながら告示を行っていない公園については、平成19年3月及び9月に設置の告示を行った。</p> <p>また、今後、公園の供用開始に当たっての告示については、関係法令等に則り遅滞なく行っていく。</p>

4 公園の管理について

監査の結果	措置の状況
<p>(2) 広告物について</p> <p>公園の広告物の管理については、非常に厳しい現状にあることは理解できるが、今後とも適正な管理に向け努力されたい。（意見）</p>	<p>不当な広告物の対応については、公園管理者において撤去等実施している。</p> <p>今後とも、巡回等を徹底し、撤去に努めていく。</p>